

平成24年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成24年8月27日（月） 午後2時00分 開議

- 日程第1 承認事項 前回会議録の承認について
(平成24年度第4回定例会)
- 日程第2 報告 教育長報告
- 日程第3 議案第31号 宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第4 議案第32号 宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程について
- 日程第5 議案第33号 宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱について
- 日程第6 議案第34号 宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準の一部を改正する告示について
- 日程第7 議案第35号 「大立大殿みゃーか」の市指定文化財への指定について
- 日程第8 議案第36号 宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱の制定について
- 日程第9 議案第37号 宮古島市教育委員会人事異動の承認について
- 日程第10 その他 「教育条件・労働条件整備の改善についての要請」に対する回答について

議案第31号

宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年8月27日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

国の制度改正及び宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、本規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会の任命に係る職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成17年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第4条の見出しを「週休日、休憩時間」に改める。

第4条第2項中「60分」を「45分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 24 年 8 月 27 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成 18 年沖縄県教育委員会規則第 8 号）第 10 条の規定に基づき、定期評価の結果に対する苦情の申し出及びその取扱い並びに苦情を審査するための組織及び運営に関する事項を定める必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第8号）第10条の規定に基づき、定期評価の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱い（以下「苦情対応」という。）並びに苦情を審査するための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的考え方等)

第2条 苦情対応及び苦情の審査については、評価結果に対する被評価者と評価者の共通認識の形成に寄与することにより、学校における信頼関係の醸成を図るとともに、評価の公正性・公平性に資するものであり、被評価者、評価者及びすべての関係者は、真摯に対応しなければならない。

(苦情の申出等)

第3条 自らの評価結果に対し苦情を申出する職員（以下「申出者」という。）

は、苦情申出書（様式第1号）により教育長に申出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により申出者から苦情の申出があるときは、次条で定める審査会にその審査をさせるものとする。

3 申出期間は、当該年度の3月15日から3月31日までとする。ただし、郵送による申出の場合は、提出期限日の消印があるものまでを有効とする。

(苦情審査会)

第4条 教育長は、申出のあった苦情（以下「申出事案」という。）について、審査させるため、苦情審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、教育部長、教育総務課長、学校教育課長及び学校教育課の指導主事で構成する。

3 審査会の会長は、教育部長をもって充て、副会長は学校教育課長をもって充てる。

4 審査会は、会長が主宰する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第5条 会長は、申出事案について調査するため審査会に調査員を置く。

2 調査員は、学校教育課の教職員担当者をもって充てる。

(事案の調査等)

第6条 会長は、調査員に対し申出事案について必要な調査をさせることができる。

2 申出者、評価者及び関係者（以下「申出者等」という。）は、調査員の求めに応じて、申出事案についての内容、評価理由等について説明しなければならない。

3 調査員は、申出事案について調査するときは、原則として2人以上で直接、申出者等から聴取するものとする。

4 調査員は、最終評価者に対し申出事案の評価理由等について評価者意見書(様式第2号)を提出させることができる。

5 調査員は、最終評価者から申出があった場合は、1次評価者に対し申出事案の評価理由等について第1次評価者意見書(様式第3号)を提出させることができる。

6 調査員は、申出事案についての調査結果を調書(様式第4号)により、会長に報告する。

(審査内容等)

第7条 審査会は、申出事案にかかる評価結果が、事実に基づき及び評価基準等に照らし適正に評価されているかどうかについて、審査するものとする。

2 審査は、苦情申出書、評価者意見書、調書等に基づいて行うものとする。

3 審査会は、必要に応じ調査員に申出事案について再調査をさせることができる。

(会議等)

第8条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審査は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

3 会長は、審査上、必要があると認めるときは、申出者等を出席させ意見を聴くことができる。また、申出者等に対し関連する資料等の提出を求めることができる。

(審査会の非公開)

第9条 審査会は、非公開とする。

(守秘義務)

第10条 委員及び調査員は、申出者等の職、氏名、苦情内容及び苦情対応等に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告及び通知)

第11条 会長は、審査結果を速やかに教育長に報告しなければならない。

2 教育長は、前項の報告を受けたときは、申出者に対しては苦情審査決定通知書（申出者用）（様式第5号）により、最終評価者に対しては苦情審査決定通知書（評価者用）（様式第6号）により通知しなければならない。

（苦情対応の終了）

第12条 苦情対応は、教育長の審査結果の通知をもって終了する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、苦情対応は終了するものとする。

（1） 申出者が、苦情の申出を取り下げたとき。

（2） 申出者が、申出事案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく勤務時間に関する措置の要求その他の法令に基づく救済手続に訴えたとき。

（不利益取扱いの禁止）

第13条 申出者は、審査会に対し苦情申出を行ったこと、又は苦情対応に関し調査員の調査に協力等を行ったことにより、何ら不利益な取扱いを受けることがないものとする。

2 評価者及び関係者は、苦情対応に関し調査員の調査に協力等を行ったことにより、何ら不利益な取扱いを受けることがないものとする。

（任意の苦情対応）

第14条 評価者は、被評価者から口頭により不満・苦情の申出がある場合は、相談に応じ必要な説明及び指導等を行い、その解決に努めるものとする。

（事務局）

第15条 審査会の事務局は、学校教育課に置く。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、苦情対応に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

宮古島市教育委員会

教育長 様

宮古島市立 学校

職名〇〇 氏名 印

苦情申出書

評価者	宮古島市立〇〇〇学校 校長 〇〇〇〇
1	申出箇所（項目、評価要素、絶対評価（一次、最終）、記述評価、総合評価及び総合所見のいずれであるかを明確に記入すること。 ----- -----
2	具体的内容 ----- -----
3	開示の説明内容 ----- -----
4	開示後の経緯 ----- -----

平成 年 月 日

苦情審査会調査員 様

宮古島市立 学校
校長 印

評価者意見書

申出者	宮古島市立〇〇〇学校 職名 〇〇 氏名 〇〇〇〇
1	申出箇所（項目、評価要素、絶対評価（一次、最終）、記述評価、総合評価及び総合所見のいずれであるかを明確に記入すること。 ----- -----
2	評価者意見 ----- -----
3	開示の説明内容 ----- -----
4	開示後の経緯 ----- -----

苦情審査会調査員 様

宮古島市立 学校
教頭 印

第1次評価者意見書

申出者	宮古島市立〇〇〇学校 職名 〇〇 氏名 〇〇〇〇
1	申出箇所（項目、評価要素、絶対評価（一次、最終）、記述評価、総合評価及び総合所見のいずれであるかを明確に記入すること。 ----- -----
2	第1次評価者意見 ----- -----
3	開示の説明内容 ----- -----
4	開示後の経緯 ----- -----

様式第4号（第6条関係）

平成 年 月 日

苦情審査会
会長 様

苦情審査会
調査員 印

調 書

申出者	宮古島市立〇〇〇学校	職名	〇〇	氏名	〇〇〇〇
-----	------------	----	----	----	------

調査の概要

日時	平成 年 月 日 ~ 月 日	場所	
1 ヒアリング内容			
(1) 申出者 ()			

(2) 評価者 ()			

(3) 関係者 ()			

2 調査コメント			

様式第5号（第11条関係）

平成 年 月 日

申出者 様

宮古島市教育委員会
教育長 印

教職員評価結果に対する苦情の審査決定通知書（申出者用）

平成 年 月 日付けで申出のありました苦情については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

- (1) 評価者が行った評価を妥当とする。
- (2) 評価者に対し再評価の指導を行う。
 - ① 申出の全部について
 - ② 申出の一部について
 - ア
 - イ
 - ウ

2 決定理由

平成 年 月 日

評価者 様

宮古島市教育委員会
教育長 印

教職員評価結果に対する苦情の審査決定通知書（評価者用）

平成 年 月 日付で（申出者職氏名）から申出のありました苦情については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

なお、再評価の場合には、平成 年 月 日までに再評価の結果を提出した後、写しもをもって申出者に開示するよう併せて通知します。

記

1 決定内容

- (1) 評価者が行った評価を妥当とする。
- (2) 評価者に対し再評価の指導を行う。

① 申出の全部について

② 申出の一部について

ア

イ

ウ

2 決定理由

議案第 33 号

宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 24 年 8 月 27 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

学校給食における児童・生徒の食物アレルギー対応について、5カ所の調理場で統一した対応策を講じる必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒に対して、学校給食における食物アレルギー対応（以下「食物アレルギー対応」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食物アレルギー 特定の食物を摂取することによって、皮膚、呼吸器、消化器又は全身に生じるアレルギー反応のことをいう。
- (2) アレルゲン アレルギーの起因となる食材のことをいう。
- (3) アナフィラキシー 全身に起こる即時型のアレルギー反応のことをいう。
- (4) 自己管理喫食 食物アレルギーを有する児童生徒が、給食からアレルゲンを自ら除去する等して、給食を喫食することをいう。

(対象児童生徒)

第3条 食物アレルギー対応の対象となる児童生徒は、次に定める者とする。

- (1) 主治医より食事療法等の診断及び指示がある者
- (2) 家庭において食事療法等をおこなっている者

(食物アレルギー対応の内容等)

第4条 食物アレルギー対応は、集団給食を基本としながら、医師の診断及び教育長の決定の下で次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 除去食の提供（和え物類からアレルゲンを除去し、給食として提供することをいう。）
- (2) 弁当持参（給食の代わりに家庭より弁当を持参することをいう。）
- (3) 牛乳停止（牛乳を停止することをいう。）
- (4) 詳細献立表の提供（アレルゲンが明記された献立表等を提供することをいう。）

2 集団給食若しくは大量調理の限界を超えると判断されたとき又はアナフィラキシーが重症化するおそれのあるときは、前項第2号の対応を行うこととする。

3 第1項第1号に規定する対応においては、除去の対象となるアレルゲンを原則、卵、イカ、カニ、エビに限定する。

4 教育長は第1項第1号の実施が困難なときは、保護者に対して第1項第2号を指示できるものとする。

(申請及び決定)

第5条 食物アレルギー対応を希望する保護者は、学校給食における食物アレルギー対応実施申請書（様式第1号。以下「実施申請書」という。）に診断書・食事指示書（様式第2号）を添付して、学校長へ提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の実施申請書を受理したときは、その必要性を審査し、教育長へ提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の実施申請書を受理したときは、保護者及び学校関係者と面談を行い、食物アレルギー対応の必要性を審査するとともに、学校給食における食物アレルギー対応実施決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により学校長及び保護者へ通知するものとする。
- 4 食物アレルギー対応が実施されるに当たり、教育委員会、学校及び保護者は連絡を密にし、誤食事故等のないよう細心の注意を払い、万全を期するよう努めなければならない。
- 5 第3項において決定された内容は、対応開始の日から次年の3月までを有効期限とし、対応の継続を望むときは、保護者は第1項に掲げる書類を、児童生徒の進級又は進学後に改めて学校長へ提出しなければならない。
- 6 進学又は転校により、担当する調理場が変わるときは、第3項において決定された内容は、その日をもって終了し、食物アレルギー対応の継続を望むときは、保護者は第1項に掲げる書類を改めて学校長へ提出しなければならない。ただし、転校によるときは、診断書・食事指示書の提出は要さないものとする。
（自己管理喫食）

第6条 食物アレルギーを有する児童生徒が、自己管理により給食を喫食するときは、学校は誤食等の事故が無いよう細心の注意を払わなければならない。
（献立等）

第7条 教育長は、決定通知書を受けた保護者に対し、第4条第1項第4号に定める詳細献立表を毎月提供するものとする。
（変更又は中止）

第8条 食物アレルギー対応の内容の変更又は中止を希望する保護者は、学校給食における食物アレルギー対応（変更・中止）申請書（様式第4号。以下「変更・中止申請書」という。）を、学校長へ提出しなければならない。

- 2 学校長は前項の変更・中止申請書を受理したときは、その必要性を審査し、教育長へ提出しなければならない。
- 3 教育長は、前項の申請書を受理したときは、必要に応じて保護者及び学校関係者と面談を行い、その内容を審査するとともに、決定通知書により、学校長及び保護者へ通知するものとする。
（給食費の取り扱い）

第9条 第4条第1項第1号及び第3号の対応については、給食費の減額は行わないものとする。

- 2 同条第1項第2号の対応については、給食費を徴収しないものとする。
（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

議案第34号

宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準の一部を改正する告示について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年8月27日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市指定天然記念物（植物）候補である「ミヤコジマソウ」及び「ミヤコジマハナワラビ」の指定について、地域を定めず指定とするには指定基準を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準の一部を改正する告示

宮古島市文化財の指定・認定・選定等基準(平成17年教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号カ中「植物の自生地」を「植物若しくはその自生地」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

「大立大殿みゃーか」の市指定文化財への指定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 24 年 8 月 27 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

「大立大殿みゃーか」は、宮古島市文化財保護審議会より宮古島市文化財の指定基準を満たしているとの答申を受けており、宮古島市指定史跡として文化財指定したいので、本案を提出します。

別紙

宮古島市指定文化財候補「大立大殿みゃーか」(答申)

1. 種 別：史跡
2. 名 称：大立大殿みゃーか
3. 所 在 地：宮古島市平良字下里 108 番地 1
4. 所 有 者：下里字共同組合
5. 指定の範囲：別紙のとおり
6. 指定の理由：

大立大殿みゃーかは、俗称・布干堂（ヌヌドー）にあつて、天順年間（1457-1464）から成化年間（1465-1487）にかけて宮古島の主長をつとめた大立大殿恵幹の墓と伝えられている。

このみゃーかの形状は、巨石で方形の石室（約 150 cm×約 240 cm、高さ約 80 cm）を造り、上部に一枚の蓋石（約 150 cm×約 220 cm、厚さ約 15 cm）を被せて、更に、石室の周囲に巨石を用いて外郭を設けてあつた。

大立大殿恵幹は童名を真佐利といい、1390 年、宮古から初めて中山に朝貢した与那覇勢頭豊見親真佐久（恵源・白川氏の祖）の一子泰川大殿の第三子にあたる。父・泰川大殿が病のため隠棲、更に、兄二人も早く死去したため真佐久の家統を継ぎ、天順年間には中山王（尚泰久）から宮古島の主長に任じられて 70 余歳まで朝貢等の公事を務めたと「白川氏家譜正統」に記されている。

また、「宮古島記事仕次」によれば、大立大殿は、真誉の子豊見親の第一子空広（仲宗根豊見親玄雅：忠導氏の祖）を 7 歳の頃から自らの許において養育し、更に、17 歳の頃、家権を委ねて政務をとらせたとあり、その空広は、大立大殿の後、中山王（尚円）から宮古島の主長に任じられたと記されている。

15 世紀後半における中山と宮古の関わり、及び、白川・忠導、両氏の関係はもとより、各地に点在するみゃーかと関連して宮古の歴史を考察する上で

も、この大立大殿みゃーかは重要な遺跡である。

7. 現況：

大立大殿みゃーかは、平良港第三埠頭の入口南方に所在する。この一帯は、かつては布干堂（ヌヌドー）と称する平坦な岬で、芝が生え、一軒の建物もなかったが、太平洋戦争後、民家や倉庫が建ち並び、建物の密集地域となっている。そのため、みゃーかが建物に隠され、その存在さえ忘れ去られていたが、1978（昭和 53）年に文化財保護審議会の調査によりその存在が明らかになった。更に、1982（昭和 57）年には、みゃーかを囲っていたブロック塀も撤去されて外部から見えるようになった。

近年、みゃーかに隣接して建物を建てる際、みゃーか外郭が撤去されており、元のみゃーか全体の形態や規模を知ることができるのは、写真資料（石垣市立八重山博物館所蔵）のみである。石室そのものは残されているものの、蓋石に用いられた一枚岩が二つに割れている状態である。

その現況は、2011（平成 23）年に都市計画道路整備に伴い周囲が掘り下げられたため、交差点の舗道上に約 2m の高台を残し所在している。

急ぎ市指定文化財に指定し、保存・活用していくことが望まれる。

8. 参考文献

- 「宮古島記事仕次」（1748 年）
- 「白川氏家譜正統」（1754 年）
- 「忠導氏家譜正統」（1757 年）
- 「宮古史伝」（1927 年）
- 「宮古島庶民史」（1957 年）
- 「平良市史第三巻資料編 1 前近代」（1981 年）

議案第36号

宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年8月27日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

一般行政（首長部局）と教育行政の連携を強化し、効率的な教育行政の運営に資するには、要綱を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育行政推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市における一般行政と教育行政の連携を強化し、効率的な教育行政の運営に資するため宮古島市教育行政推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議の構成員は、第2項及び第3項に掲げるとおりとする。

2 一般行政部局

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 企画政策部長
- (4) 総務部長

3 教育委員会

- (1) 教育委員
- (2) 教育長
- (3) 教育部長
- (4) 生涯学習部長

4 連絡会議には、前2項に掲げる構成員のほか、市長及び教育長が必要と認める職員を出席させることができる。

(協議事項)

第3条 連絡会議で協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政と一般行政の業務の連携及び連絡調整に関すること。
- (2) その他市長及び教育委員会が必要と認めること。

(会議の開催)

第4条 連絡会議は、毎年度5月、8月、11月、1月、2月に定期的に開催し、必要な場合は別に臨時連絡会議を開催することができるものとする。

(協議結果)

第5条 連絡会議の結果は、連絡会議結果報告書（様式第1号）により市長及び教育委員会に報告する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第7条 この訓令に定めるものの他、連絡会議の運営について必要なことは別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

宮古島市教育委員会人事異動の承認について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 24 年 8 月 27 日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

人事異動について、承認を求める必要があるため、本案を提出します。